別表九㈠の表を次のように改める。

別表九（一）　記載要領

1　この表は、保険業法に規定する保険会社が法第60条（保険会社の契約者配当の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「剰余金基準による益金算入額の計算」の各欄は、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和42年政令第106号）附則第５条（契約者配当に関する経過規定）の規定の適用を受ける場合に記載すること。